

水道法に基づく衛生管理運用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、水道法第21条に定める健康診断（以下「検便」という。）について、静岡県大井川広域水道企業団（以下「企業団」という。）における実施内容を明確にすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 管理区域 取水工、浄水場、調整池、受水点など浄水処理施設及び施錠箇所の区域
- (2) 管理水 企業団が管理する原水、浄化処理工程中の水及び浄水

(対象者)

第3条 検便の対象者は、企業団職員、運転管理受託業者の従業員及び管理区域に立入り業務に従事する者とする。ただし、次に該当するものを除く。

- (1) 管理本館、駐車場への立ち入りに限られた者
- (2) 見学者及びガス等の検針、除草、設備点検、調査、薬品、資機材の搬入のみを行う者など、管理水又は管理水に接する設備に触れない者
- (3) 水道技術管理者が認めた者

(検査項目)

第4条 検便の検査項目は次のとおりとする。（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）

- ・細菌性赤痢菌 　・腸チフス菌 　・パラチフス菌 　・サルモネラ菌
- ・腸管出血性大腸菌 O-157 　・その他水道技術管理者が必要とする項目

(期限)

第5条 検便は、おおむね6ヶ月ごとに実施する。ただし、6ヶ月前までの間に、第4条に規定する検査項目を実施している場合は、その結果をもって実施にかえることができる。

(診断結果の承認)

第6条 第3条の対象者は検便結果について、水道技術管理者に報告する。

(陽性反応者に対する措置)

第7条 陽性反応を示した者を確認した場合は、次のとおり対応する。

- (1) 企業団職員
企業団職員就業規程による措置を行う。
- (2) 企業団職員以外
速やかに企業団へ報告するとともに、検査結果が陰性反応を示すまでの間、管理区域に立入させてはならない。

附則

この要領は、令和7年12月8日から施行する。